



Integrated Reporting for Corporate Value Creation

統合報告で実現する企業価値の創造

－日本における統合報告の現状2021－

当冊子の発行にあたって

ESG投資の拡大、加速する運用のパッシブ化、情報開示拡充に向けた議論の活発化など、資本市場や企業を取り巻く環境が目に見える形で変化した1年となりました。そしてその変化は、今後、統合レポートの在り方に間違いなく影響すると考えます。開示すべき情報が増える中、財務・非財務の両面からあらゆる情報を網羅したワンストップ型の統合レポートとするか、情報を整理して棲み分け、なぜその情報が重要なのか、その情報が企業価値にどうつながるのか「Why」と「How」に焦点を当てた統合レポートとするのか。今後の統合レポートも、その在り方において大きな節目を迎えようとしています。

特別対談では前年に引き続き著名な有識者から示唆をいただきましたが、昨今の情報開示にまつわる動きとともに、これからのレポートの在り方について、大変有用な内容となっています。この1年間の統合レポートやESGに関するトレンドをシンプルに掴んでいただくとともに、企業における統合レポートの進化、企業と投資家との対話の充実、そして対話を通じた企業価値の向上につながれば幸いです。ぜひご一読ください。

2021年10月
株式会社 エッジ・インターナショナル
ESGアドバイザー部

目次

- 2 統合報告をめぐる世界の動き
- 3 統合報告をめぐる日本の動き
- 4 ESG投資の動向
- 5 ESG投資と情報開示
- 6 開示基準の動向
- 7 欧州と米国の動向
- 8 ダブル・コードと統合レポート
- 9 GPIFのステewardシップ活動
- 10 ESG起点のコーポレートレピュテーション
- 11 2021年のトピック
- 12 **特別対談**
対話を通じた企業価値創造
—今改めて問われる、統合報告の在り方—
- 21 日本の2021年統合レポートのトレンド
- 22 データ分析からみる日本の統合レポート

統合報告をめぐる世界の動き

統合報告の誕生と普及

統合報告のコンセプトの始まりは、2004年にさかのぼる。企業活動が地球や社会のサステナビリティに与える影響が大きくなっているという問題意識から、英国チャールズ皇太子の呼びかけでA4S(Accounting for Sustainability)が発足し、会計情報とサステナビリティ情報を結び付ける“Connected Reporting”という考え方を示した。

その後、2008年の金融危機を契機として、資本市場の行きすぎた短期志向の是正が世界中で課題となった。英国ではA4SとGRI(Global Reporting Initiative)が共同事務局となってIIRC(International Integrated Reporting Council: 国際統合報告評議会、現在はSASBと統合しVRF(Value Reporting Foundation): 価値報告財団)を立ち上げ、「統合報告: Integrated Reporting」を提唱した。IIRCは「統合思考」を重視し、「国際統合報告フレームワーク」を策定。企業の「情報開示」を変えることで経営変革を起こし、金融市場に対して長期志向を促そうとしている。一方、米国においては統合報告に近いコンセプトとして、“One Report”という考え方が出てきた。

統合報告という原則主義の考え方は、まずはIIRCの活動拠点である欧州で広がったものの、細則主義がベースの米国ではすぐには広がらなかった。現在、統合報告は英国や南アフリカにおいて上場企業に対して開示が義務化されている。ドイツやシンガポール、インド、マレーシア、フィリピン、トルコでも証券取引所が統合報告の採用を推奨しており、世界70カ国以上で統合報告への挑戦が進んでいる。

統合報告

持続可能な価値創造ストーリーを語る企業報告。財務情報、戦略、ビジネスモデル、ESG情報などを包括的、かつ簡潔に伝えるもので、開示プロセスが経営改革を起こすきっかけとなることが期待されている。

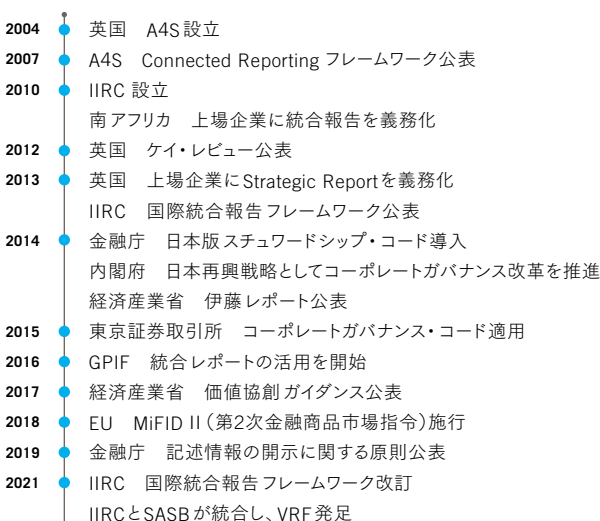
IIRC

2010年設立。企業、投資家、市場関係者、政策当局などが幅広く参加し、2013年に統合報告のフレームワークを発表した。2021年1月にフレームワークを改訂したが、小幅な改訂だった。現在はSASBと統合し、VRF。

ケイ・レビュー

英国政府の要請により、ジョン・ケイ氏が英国株式市場の短期志向、コーポレートガバナンスなど広範な問題についての考察をまとめた報告書。日本をはじめ、各国の関係者に大きな影響を与えた。

統合報告にまつわる歴史



出典：当社作成

統合報告をめぐる日本の動き

日本における統合報告の普及

欧州で統合レポートが作成され始めた頃、日本でも統合レポートづくりに取り組む企業が出てきた。財務情報に偏重せず、ESGなど非財務情報も包括的に情報開示し、自社の持続可能性をアピールする企業が増えてきた。一方、単にアニュアルレポートとサステナビリティレポートの合本とし、予算削減の手段とする企業もあった。

IIRCの活動が活発になり、経済同友会などの経営トップが集まる会合でも話題になった2012年頃から、本質を捉えた統合レポートを作成する日本企業も増え始め、統合レポートは単なる合本であるという誤解も解けてきた。IIRCがフレームワークを公表し、各業種のトップ企業が統合報告に取り組み始めると、裾野はますます広がっていった。2014年から始まった経済政策としてのコーポレートガバナンス改革も統合報告普及を後押しし、GPIF(年金積立金管理運用独立行政法人)が統合レポートの活用を開始した2016年を境に、さらに発行企業数は増加した。

現在、二極化が進んでいる。統合レポートの作成プロセスにおいて社内外のコミュニケーションが活性化し、統合思考を育てている企業もあれば、他社の真似をした独自性のない統合レポートを作り続ける企業もある。前者の企業においては、まさにIIRCの思惑通り、統合報告という「情報開示」を起点として、組織変革や経営改革が起こり始めている。伊藤レポートで「対話先進国」を提言する日本においては、統合レポートが企業と投資家の対話ツールとして必須となった。義務化はされていないものの、経済産業省から「価値協創ガイド」が公表されるなど、政府が奨励している環境にある。制度開示書類である有価証券報告書においても「記述情報の開示に関する原則」が公表され、統合報告のコア要素である「中長期の価値創造」や「リスク情報」などの充実が求められるようになった。

価値協創ガイド

経済産業省が2017年5月、企業と投資家の共通言語としてまとめた。「伊藤レポート2.0」の添付文書で、「日本版統合報告フレームワーク」とも呼ばれる。企業の持続的な価値協創を投資家に伝えるための全体像が整理されている。2021年改訂予定。

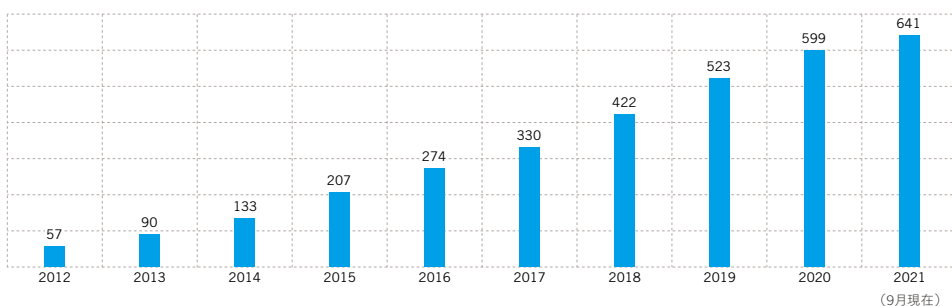
伊藤レポート

経済産業省が「持続的成長への競争力とインセンティブ～企業と投資家の望ましい関係構築～」プロジェクトとして、一橋大学名誉教授 伊藤邦雄座長のもと、日本の資本市場の課題をまとめた報告書。世界的な問題である短期志向に加え、持続的な低収益性という日本企業の課題を挙げ、企業と投資家の「対話先進国」を提言した。2017年10月、「伊藤レポート2.0」が公表された。

記述情報の開示に関する原則

金融庁が2019年3月に公表したガイド。2020年3月期の有価証券報告書から適用される開示ルールへの形式的な対応にとどまらない開示の充実に向けて、作成された。同時に公表された「記述情報の開示の好事例集」には統合レポートからも引用されている。

国内自己表明型統合レポート発行企業数の推移



出典：企業価値レポート・ラボ

※ 編集方針等において、統合レポートであることを表明しているレポート、または、財務・非財務情報を包括的に記載しているなど統合報告を意識したと思われる表現があるレポートを、自己表明型統合レポートとしてカウントしている。

ESG 投資の動向

拡大を続ける ESG 投資

2006年、国連はPRIというイニシアチブを立ち上げた。これは、ユニバーサル・オーナーシップという考え方のもと、アセットオーナーが中心となり、投資決定プロセスにESG(環境・社会・ガバナンス)評価を組み込み、長期的視点に立った投資行動を求めることを宣言・署名させるものである。国連は、金融の力で企業をよりサステナブルな方向へと変革させ、持続可能な地球環境と社会の実現を目指している。PRIへの署名が世界で拡大する中、ESG 投資はメインストリームの投資家の間でも普及してきている。2015年には、世界最大の年金基金である日本のGPIFがPRIに署名したことで、日本の資金の流れもESGを軸に急速に変わってきた。近年は債券や不動産、インフラ投資など、株式以外の資産にもESG 投資は広がっている。コロナ禍においては復興財源をESGに振り向ける政策がとられるなど、拡大傾向が続いている。拡大に伴い、グリーンウォッシュ等の見せかけのESG投資が問題視され、フレームワークや規制により基準が明確化されてきている。

投資家・アナリストを取り巻く規制環境の変化

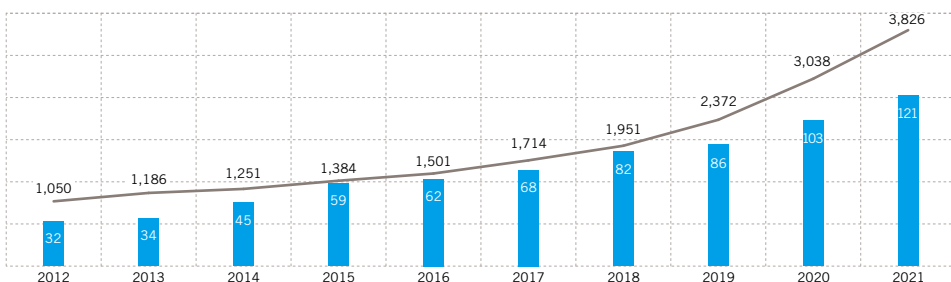
IR実務に影響がある投資家に対する規制強化には、日本のフェアディスクロージャー・ルールとEUのMiFID II (Markets in Financial Instruments Directive: 第2次金融商品市場指令)が挙げられる。この影響により、アナリストはいわゆる早耳情報収集ではなく、企業分析における非財務情報に対する洞察力が重要となる。グローバルな運用機関では、自社内のアナリスト強化とセルサイドに対する淘汰圧力が鮮明になっている。

サステナブル投資の残高

世界 **35兆**米ドル(2020) 日本 **310兆**円(2020)

出典: GSIA, JSIF

PRI 署名状況



出典: PRI

PRI

Principles for Responsible Investment: 責任投資原則は、2006年に、国連で提唱されたイニシアチブ。世界の金融機関にESG要因を考慮した投資判断を求めるもので、主要なアセットオーナー、アセットマネジャー等が署名している。

サステナブル投資

地球と社会のサステナビリティに配慮した投資全般をさす。サステナブル投資の手法は7つに分類されている。ESG投資(ESGインテグレーション)はこの1つで、企業価値分析に財務情報に加えて、ESG情報も取り入れる手法。長期投資で企業を包括的に評価する際に用いられる。

フェアディスクロージャー・ルール

2017年5月に成立した金融商品取引法の一部改正にある、投資家間の情報の公平性を確保するため、上場会社による公平な情報開示を求めたルール。FDルールとも略される。これに先立ち、日本証券業協会は2016年9月にガイドラインを制定し、アナリストの行う取材や企業から取得した情報の取り扱い等について明文化した。

ESG 投資と情報開示

スチュワードシップ責任と ESG

投資家の間では、投資先企業の持続的な成長を支えるには、投資家による適切なスチュワードシップ活動が不可欠であるとの一般認識がある。スチュワードシップ責任は ICGN がグローバルな定義を定めており、中長期視点で企業価値向上をサポートし、その結果としてリターンの拡大を目指すものである。日本版スチュワードシップ・コードでも同様の定義を定めている。これを果たすためには投資先企業の状況をモニタリングする必要があり、企業報告、とりわけ中長期という時間軸で考えると、ESG 情報の重要性は一層増している。

投資家と評価機関による ESG リサーチ

機関投資家による ESG リサーチには主に、自社アナリストによる ESG 分析と、ESG 評価機関によるレーティングやレポート利用の2種類がある。投資家はそれぞれ独自のメソドロジーを持っており、より株価リターンに有意な ESG ファクターの研究も行っている。

ESG 評価機関はグローバル・イシューに基づいた独自の評価基準によって企業の開示情報を評価し、投資家からのニーズに応えるべく、レーティングやレポートの提供を行っている。近年はオンライン情報をリアルタイムに評価する Truvalue Labs 社等の AI を活用する機関にも注目が集まっている。またファンドにも ESG 評価が付与されるなど、存在感が増している。ESG 評価の問題としては、評価手法が透明性に欠けていることや企業評価にバラつきがあること、業種や地域のカバー範囲の偏り、評価とコンサルティング業務の利益相反等が指摘されており、今後規制当局による監視が強化されることが見込まれる。また ESG 情報開示基準統一化の動きもあり、ESG 評価機関の在り方は今後変化する可能性もある。

ICGN

International Corporate Governance Network はグローバルの機関投資家を中心に1995年に設立。効率的な市場と持続的な経済の促進に向け、実効的なコーポレートガバナンスの構築と投資家のスチュワードシップの醸成を目的としている。

ESG 評価機関

ESG 評価機関は企業の開示情報（一部機関はアンケート回答を活用）をベースに評価を行う。機関投資家の多くは ESG データの客観性の担保や調査コスト削減のため、ESG 評価機関のデータを利用する。GPIF が採用する ESG 指数も、著名な ESG 評価機関である MSCI、FTSE Russell、Trucost、RepRisk のリサーチを利用している。このほか、Sustainalytics や S&P グローバル（旧 Robeco SAM）、ISS-ESG（旧 Oekom）、Vigeo EIRIS も日本企業が多くカバーされている。

インベストメントチェーン改革と ESG 投資



出典：当社作成

開示基準の動向

開示基準の動向

開示基準は財務報告とサステナビリティ報告それぞれの分野にある。サステナビリティ報告は大部分が自主開示のため、様々なコンセプトに基づく基準が数多く存在する。サステナビリティ報告基準の主流は2000年に初版が発行されたGRIスタンダードである。GRIはマルチステークホルダーが対象であるため、投資家には必ずしも有用ではない。そこで投資家向けサステナビリティ報告基準を策定すべく、SASBが2011年に誕生し、11セクター77業種のサステナビリティ開示基準を公表した。気候分野ではCDSB(Climature Disclosure Standards Board)も開示フレームワークを提供し、CDPは気候変動、水、森林といった自然資本について企業に公開アンケートを実施している。また金融市場の要請を受け、TCFDが2017年に気候関連財務情報開示フレームワークを公表した。

開示基準の乱立は企業や投資家に混乱をもたらしているとの批判もある。IIRCは自身の役割を財務・サステナビリティ開示枠組みの傘であるとした。また、各基準の整合性を高めることを目的としてベターアライメント・プロジェクトを2018年11月に開始し、主要開示基準の調和が始まった。2020年9月には、CDP、CDSB、GRI、IIRC、SASBの5組織(グループ5)が包括的な企業報告を目指す共同声明を公表し、2020年12月に気候関連財務開示基準プロトタイプを公表した。その後SASBとIIRCは2021年6月に統合し、VRFとなった。VRFが提供するツールは「統合思考原則」「統合報告フレームワーク」「SASBスタンダード」の3つで、これまでのものは継続して使用できる。

さらにサステナビリティ情報の投資家ニーズの高まりや開示基準の収斂(コンバージェンス)の要求を受け、IFRS財団は2021年11月に開催されるCOP26でISSBを設立する。ISSBは気候分野と投資家フォーカスを優先することを決定し、2022年3月までに気候関連開示基準の公開草案、2022年6月に最終化、気候以外のESGテーマの市中協議も2022年前半に予定している。

SASB

Sustainability Accounting Standards Board: サステナビリティ会計基準審議会は、2011年設立。3年かけて投資家向けの情報開示基準として、業種別のサステナビリティKPIの暫定版、2018年に正式版を公表。マイケル・ブルームバーグ氏がボード議長を務める。現在はIIRCと統合し、VRF。

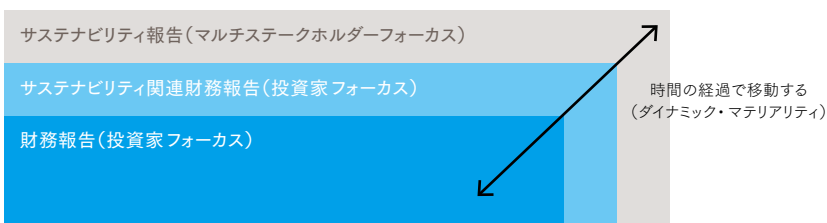
TCFD

Task Force on Climate-related Financial Disclosures: 気候関連財務情報開示タスクフォースは、2015年12月にFSB(Financial Stability Board: 金融安定理事会)によって設立。議長はマイケル・ブルームバーグ氏。金融の安定性という文脈から気候変動について議論している。2017年6月に「気候関連財務情報開示に関するタスクフォースの提言」を公表。2018年に経済産業省からTCFDガイダンスが公表された。2021年10月、TCFDは全セクター向け実践ガイダンスを改訂した。

ISSB

International Sustainability Standards Board: 国際サステナビリティ基準審議会は、IFRS財団がIASB(国際会計基準審議会)と対になる組織として2021年11月に設立し、開示基準策定を進める予定。グローバルな首尾一貫性と比較可能性を実現するため、ISSBがベースとなる報告基準を設定し、そのベースの上に各国がそれぞれの優先順位に基づいて、より広範または特定の開示要求事項を追加するという、ビルディングブロック・アプローチを採用。

報告範囲と情報利用者の整理



出典: ISSB資料を参考に当社作成

欧州と米国の動向

欧州の動向

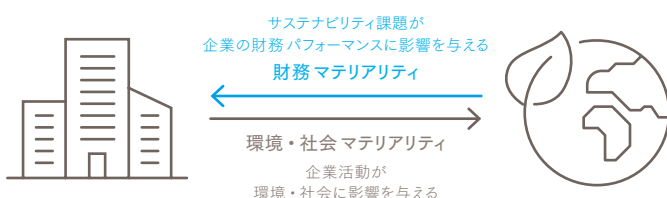
欧州は2018年にサステナブル・ファイナンス政策を打ち出し、規制を強化している。EUタクソミーの法制化や2014年に非財務情報開示を義務化したNFRD(非財務情報開示指令)の改正案であるCSRD、人権・環境デューディリジェンスを含むサステナブル・コーポレートガバナンス法の議論が進められている。また金融機関向けの規制としてはSFDRが適用されている。EUではサステナビリティについて、「企業への財務影響」と「環境・社会への影響」の両面からの開示を求める「ダブルマテリアリティ」という考え方を採用している。

英国では会社法において統合報告であるStrategic Reportを開示することを2013年から義務付けている。2020年にはTCFD開示義務付けに向けた5年間のロードマップを示し、2021年にプレミアム市場上場企業に対してコンプライ・オア・エクスプレインでの開示を要求し、スタンダード市場での適用や会社法での義務付けについても市中協議を実施している。

米国の動向

米国はサステナビリティ課題の個別テーマについて開示規制がある。2010年、Form 10-Kで気候変動リスクについて開示すべきという解釈指針を出し、2012年にはドッド・フランク法で紛争鉱物の使用についての開示を義務付けた。気候変動については、トランプ政権時に消極的だったものの、企業や州レベルでは脱炭素に向けた動きもあった。バイデン大統領の就任後、急速に議論が進み、気候変動開示規制は2021年内に提案される見込み。人的資本については、2020年8月からSECが開示を義務化。2021年3月、ESG開示基準の見直しに向けた意見募集も行った。また2019年、米国の経済団体ビジネス・ラウンドテーブルは株主至上主義を見直し、ステークホルダー資本主義への移行を宣言しており、伝統的な資本主義の大きな転換期を迎えている。

ダブルマテリアリティ



出典：EU資料を参考に当社作成

EUタクソミー

EUのサステナブル・ファイナンスに関する定義付けである経済活動分類。2050年カーボンニュートラル達成のために、投資家の資金をサステナブルな投資案件に適切に誘導することを目的としている。2021年4月に気候分野が先行して公表された。気候以外の環境課題や社会タクソミーも順次提案されている。EU加盟国政府や金融市場参加者のほか、企業に対してもEUタクソミーに準拠した売上高比率や設備投資・費用比率の開示が求められる予定。

CSRD

Corporate Sustainability Reporting Directive: コーポレート・サステナビリティ情報開示指令。2021年4月、欧州委員会が上場企業・大企業に対してサステナビリティ情報開示を要求したCSRD案を公表。適用範囲が大幅に拡大したため、日本企業にも影響がある見込み。2023年度から適用開始予定。開示要件はEFRAG(欧州財務報告諮問グループ)がGRIと協働して2022年半ばまでの基準策定を目指している。

SFDR

Sustainable Finance Disclosure Regulation: サステナブル・ファイナンス開示規則。2021年3月から段階的に適用が開始された、金融サービスセクターにおけるEUの規制。EUの投資運用会社等に対し、商品単位・法人単位で「どの程度サステナブルか」について透明性や比較可能性を高めるため、開示義務を課している。

ダブル・コードと統合レポート

ダブル・コードと統合レポート

日本はESG投資やコーポレートガバナンス改革において世界から後れをとっていたが、これに終止符を打ったのがアベノミクス第三の矢、日本再興戦略である。日本企業の稼ぐ力を取り戻すための改革の本丸としてコーポレートガバナンス改革が位置付けられ、投資家に対しては「日本版スチュワードシップ・コード」、企業に対しては「コーポレートガバナンス・コード」が導入された。これらは、英国で既に導入されていた2つのコードを参照している。2つのコードは「ダブル・コード」とも呼ばれる車の両輪であり、企業と投資家の両者が建設的な対話(エンゲージメント)を行うことで、持続的な経済成長を目指している。

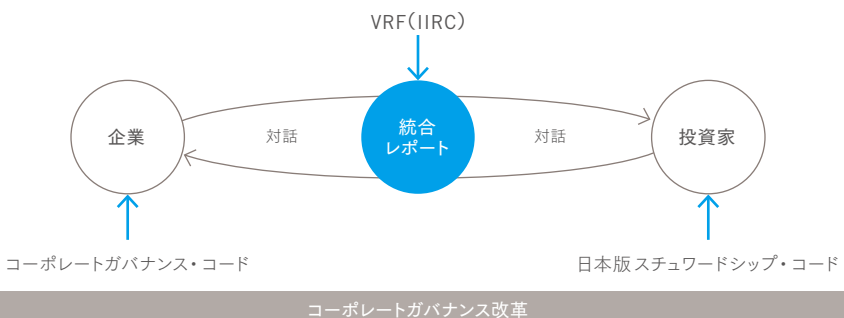
日本でESG投資を強力に推し進めているのはGPIFである。日本版スチュワードシップ・コードは改訂を重ね、アセットマネジャーはスチュワードシップ活動の強化を一層求められており、投資先企業に対する見方がますます厳しくなっている。2021年に再改訂されたコーポレートガバナンス・コードも、2022年に移行が予定される新市場区分におけるプライム市場を念頭に、より高い水準が示された。

2つのコードをより実質化するためのツールの1つが、統合レポートである。対話に活用できるレポートとするためには、経営層がコミットし、作成プロセスにIR部門だけでなく、CSR部門、経営企画部門、経理・財務部門などが組織横断的に関わるのが不可欠である。統合レポートは社外ステークホルダーとの対話ツールといわれながらも、作成の過程で社内の対話が活性化する例も多くみられる。統合レポートへの挑戦をきっかけに組織改編をする企業もあり、まさに統合思考による経営改革が起きている。

日本版スチュワードシップ・コード
2014年に金融庁が導入した、金融機関向けのコード。2017年に改訂版、2020年に再改訂版が公表された。投資家等が果たすべき8つの原則が示されている。再改訂版では、ESGを含むサステナビリティへの考慮を求めることが明記された。署名数は316機関(2021年9月現在)。

コーポレートガバナンス・コード
2015年に金融庁が策定し、東京証券取引所が上場会社に対して適用した。2018年に改訂、2021年に再改訂版が公表された。全原則の実施または説明(Comply or Explain)を求めている。このうち14原則はコーポレートガバナンス報告書において、情報開示が義務化されている。2021年版からはプライム市場上場企業にのみ適用される原則が設定された。

日本の成長戦略における統合レポートの位置付け



出典：経済産業省資料を参考に当社作成

GPIFのステewardシップ活動

GPIFのステewardシップ活動

GPIFはユニバーサル・オーナーかつ超長期投資家であるため、ESG投資を行うことが安定的なリターンにつながるとし、ステewardシップ活動を推進することで日本におけるESG投資をけん引している。またPRIをはじめとした国際的なイニシアチブへの参画や、世界のアセットオーナーと長期志向とESGに関する共同声明を公表するなど、様々な活動がある。

中でもIR実務に影響の大きい活動はGPIFの国内株式運用機関が選ぶ、優れた統合報告書と改善度の高い統合報告書の公表である。2020年も100社以上が選ばれ、アワードの常連である一部の大企業だけでなく、幅広い企業のグッドプラクティスが共有された。

もう一つは2017年7月から採用を始めたESG指数である。当初採用された3つのESG指数は、時価総額上位約500社を選定対象とした、「FTSE Blossom Japan Index(ESG総合型)」「MSCIジャパンESGセレクト・リーダーズ指数(ESG総合型)」「MSCI日本株女性活躍指数(WIN)(社会テーマ型)」で、この3指数は「ESG情報開示」に対する評価が高い企業が選定される設計となっている。またFTSEは2020年、MSCIも2021年に日本企業カバー数を約1,300社まで拡大させ、中小型株も組み入れられるようになった。「環境テーマ型」はグローバル株式へと範囲を広げて再公募し、2018年9月に「S&P/JPXカーボン・エフィシエント指数」として国内株式・外国株式の計2指数を採用した。この指数には情報開示だけでなく、炭素効率というパフォーマンスが考慮され、国内株式指数が約1,800銘柄、外国株式指数約2,300銘柄と幅広い企業の組み入れがある点が特徴である。このほか、外国株のみを対象にした2指数も2020年から新たに採用した。ESG指数の運用資産額は2021年3月末現在、10.6兆円まで拡大している。

GPIF

年金積立金管理運用独立行政法人。日本の国民年金を預かる世界最大のアセットオーナー。約193兆円(2021年6月末現在)という資産残高を持ち、ESG投資は株式だけでなく、債券や不動産などのアセットクラスにも広げている。自家運用をせず、すべて運用機関に委託している。

ユニバーサル・オーナー

資本市場全体を幅広くカバーする株式所有者をさす。大手機関投資家は、事実上、広く分散されたポートフォリオに長期に投資することになるため、経済外部性を考慮することがリターン向上に資すると考えられている。

GPIFが考えるESG投資の好循環



出典：GPIF

ESG 起点のコーポレートレピュテーション

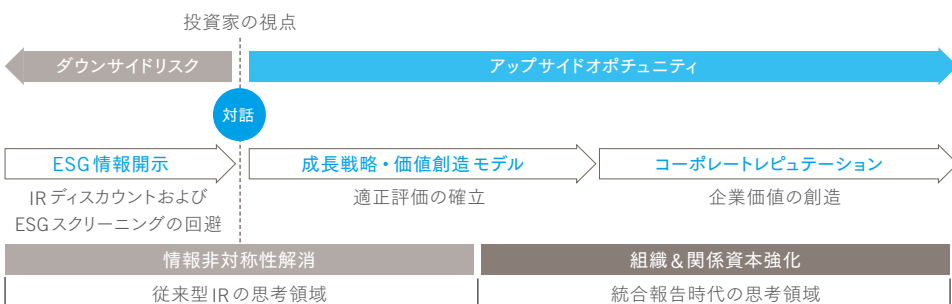
企業価値創造のための ESG コミュニケーション

投資家の視点は、将来の持続的成長性をみるアップサイドオポチュニティと、投資リスクをみるダウンサイドリスクからなり、ESG 要因は企業のダウンサイドリスクを判断するための材料になる。企業側からみると、経営における ESG 対応と ESG 情報開示を疎かにすると、株価を低迷させる要因になり得るといえる。しかし ESG 情報だけでは企業の競争力や将来の成長力は測れない。統合レポートにおいては、自社の成長戦略や価値創造ストーリーを描かなければ意味がない。中長期の ESG リスクを想定しつつ、これを事業機会として捉え、事業を通じて社会課題の解決を図っていくための戦略提示が求められている。これは CSV とも呼ばれ、企業価値の向上につながり、企業経営を変革させる力にもなる。統合思考の経営を実践する上では、投資家をはじめとする様々なステークホルダーとの対話を重視しなければならない。そこから得られた認識ギャップを埋めていく中で、企業のレピュテーションは確立され、コーポレートブランドが構築される。

SDGs と Society 5.0

SDGs は社会課題に関する共通言語として位置付けられている。政府による「SDGs アクションプラン」の推進や、2017年に改訂された経団連企業行動憲章に SDGs が取り入れられたことも、企業に広く認知される要因となった。GPIF も SDGs を企業にとっての事業機会、投資家にとっては投資機会と捉え、委託運用機関に対して SDGs を考慮するよう求めている。SDGs はグローバル目標であるが、日本の成長戦略である Society 5.0 とも親和性は高く、取り組む日本企業が急増している。SDGs の認知の広がりとともに、見せかけだけの PR にとどまるレインボーウォッシュも問題となっており、UNDP (国連開発計画) は SDG インパクトを評価する基準と認証についての検討を行っている。

ESG の 2 側面



出典：当社作成

レピュテーション

企業価値を図る尺度の1つ。良いレピュテーションを確立することは、株主や顧客、従業員などステークホルダーとの関係性を高め、ブランディングや業績、株価の改善に寄与するなど、企業価値向上につながる。

CSV

Creating Shared Value: 共有価値の創造。経済価値と社会価値を両立させるといふ新しい企業の競争戦略。競争戦略論の大家、マイケル・ポーター氏が提唱した。

SDGs

Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標。国連で採択された、2016年から2030年までに達成すべき17の目標。2000～2015年目標であったミレニアム開発目標(MDGs)と異なり、政府だけでなく企業をはじめとした民間セクターの参加を強く求めている。

2021年のトピック

サステナビリティ情報開示規制の進展

世界各国でサステナビリティ情報開示規制が急速に進んでいる。EUでは2014年から非財務情報開示が求められるなど、先行して義務化が進められてきた。現在もグローバルを上回る水準の規制強化を進めており、サステナビリティで世界をリードしようとしている。米国でもバイデン政権下で議論が加速している。またアジアにおいてもシンガポールやマレーシアが自国の気候変動タクソノミーの策定を進めており、ASEANタクソノミーの創設も決定した。

日本においては、コーポレートガバナンス・コード2021年版で初めて義務化の方向に動いた。サステナビリティについての基本的な方針や取締役会が果たす役割、人的資本や知的資本への投資、気候変動リスク・機会、中核人材等の多様性について明記された。特に気候変動については、TCFD提言または同等の枠組み(策定が予定されるISSBの開示基準を想定)というグローバルな枠組みに沿った開示が求められている。2021年9月にはディスクロージャーワーキング・グループが設置され、サステナビリティやコーポレートガバナンス等について有価証券報告書における開示義務化に向けた議論を開始した。

開示義務化、特にハードローにおける規制導入が進む背景には、各国の政策動向と金融機関に対する情報開示規制強化がある。金融市場はグローバルなため、金融機関に対する規制強化は世界中の企業に影響を与えることになる。金融機関がサステナブル投資をするためには企業の情報開示が不可欠である。特にグローバルな社会課題となっている気候変動や人権については、企業個々のリスクの大小にかかわらず、一定の情報開示が求められる状況にある。

マテリアリティの定義

「マテリアリティ(重要性)」の考え方は様々な開示基準等の原則として盛り込まれている。特にサステナビリティ分野は課題が幅広く、業種や企業ごとに影響が大きく異なるため、マテリアリティ評価は不可欠である。しかし、基準等によって定義は異なり、利用者に混乱をもたらしてきた。EUは2019年、財務マテリアリティと環境・社会マテリアリティの二方向に定義を整理した。さらに2020年、IIRCやSASB(現在はVRF)を中心とするグループ5が「財務」と「サステナビリティ(環境・社会)」の中間に「サステナビリティ関連財務」を設けた、3層構造のマテリアリティを提唱した。加えて、サステナビリティ課題は時間の経過とともにこの3層構造を移動しうるとして、「ダイナミック・マテリアリティ」の重要性を訴えている。

特別対談

対話を通じた企業価値創造

—今改めて問われる、統合報告の在り方—



東京海上アセットマネジメント株式会社 理事
責任投資部長 ESGスペシャリスト

菊池 勝也 氏

1989年大和証券投資信託委託入社。2013年まで約20年株式運用部門に所属しファンドマネージャーを務める。主として成長株ファンドやSRIファンドを担当。2013年に調査部へ異動しアナリストとして金融・医薬品セクターなどをカバーする。調査部長を経てスチュワードシップ活動を担当。2019年1月東京海上アセットマネジメントへ入社し、ESG調査、エンゲージメント、議決権行使などを担当。

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
サステナビリティ推進部長

稲葉 章代 氏

1990年日興証券入社。IPO営業に従事後、日興リサーチセンターおよび住友信託銀行(現三井住友信託銀行)で、約20年間アナリスト(エレクトロニクス担当)。2003年のSRIファンド年金向け第1号設定をはじめとして、ESG業務にも深く関わる。2020年4月より現職。サステナビリティ戦略推進、ESG情報開示、サステナビリティビジネス開発を行う部署の責任者。経済産業省・対話促進研究会委員、なでしこ銘柄選定基準検討委員を歴任。

非財務情報の制度開示の議論が急速に進んでいますが、
情報開示全体はどうあるべきでしょうか。

菊池 現在、欧州を中心に開示に関する様々な変化がある中、日本でもディスクロージャーワーキンググループが始まり、制度開示における新たな検討が2021年秋以降に本格化します。開示には自主開示と制度開示という2つの軸がありますが、非財務情報を制度開示に取り込む流れが強くなってきており、自主開示である統合レポートの意義を改めて問い直し、情報発信をする必要があります。

元々、統合レポートは短中長期の価値創造について論じることを観点にスタートしました。今後はそこへの原点回帰が大きなテーマになる

と考えています。制度開示で求められる情報量が増えていく方向性にありますので、単に制度開示と重なる非財務情報を記載しているだけでは意味がありません。統合レポートでは財務・非財務情報と価値創造との関連性をいかにナラティブに表現するかが問われるでしょう。

稲葉 私はもともと投資家でしたが、現在は発行体として実際に統合レポートを作る立場にあります。投資家が求める理想を理解しつつも、制作プロセスにおける事情で掲載したい情報を断念するといった、様々な葛藤もあり、経営の実態や価値創造への取り組みをいかに自然な形で表現できるか、悩みを抱えています。また、統合レポートの発行社数も増え、多くの発行体がいかに価値創造ストーリーを表現するかについて取り組んでいる状況の中、制度開示というフィルターに影響を受けることで、そちら側に大きく収斂してしまわないか危惧しています。私は統合レポートが持つ表現の自由度や発展性は残しておきたいと思っています。

菊池 私は、アクティブファンドマネージャーの経験が長かったこともあり、情報開示に関して、「網羅性」より「重要性」が投資家としては大切だと考えています。

例えばCO₂排出量に関して、本業でほとんど排出されない業態は、企業規模にかかわらず重要性をある程度落としても構わない、反対に企業規模が小さくても、「重要性」が高ければ真剣に考えないといけない、というのが私の考えの前提です。しかし、EUタクソミーのような結果として「網羅性」を求める動きが、欧州だけでなくグローバルでも着実に進んでいることに、日本も注視すべきだと捉えています。あくまでも「重要性」に対する優先度が高いという基本スタンスは変わりませんが、同時に「網羅性」の視点も持つ必要があると思っています。

稲葉 投資家の時間は限られており、やはり重要性の観点が必要だと思います。ただ、ESG評価機関の評価は網羅性がないとスコアが上がりません。従って、ある程度網羅性を担保する必要はあると考えています。例えば私たちは、統合レポートを夏に、サステナビリティレポートを冬に制作していますが、TCFDをはじめとした非財務情報開示のニーズが高まる中、企業として発行物を含む情報開示にどのように、どこまで対応するか考えるべきでしょう。こうした増加する開示要求に対応するには、コストが増加する上、社内の巻き込みや必要なリソースの確保な

対話を通じた企業価値創造

—今改めて問われる、統合報告の在り方—

ども大事になります。明確なゴールを想定してから取り組んだ方が良いと考えています。

菊池 投資家側の情報開示に対するプレッシャーも高まっていて、同じ課題を抱えています。規制に対して機械的に適合するよりも、どうしたらより実効性の高い取り組みになるか、費用対効果やリスクリターンを考えながら進めています。本当に気候変動に対するプラスの貢献をするためにはどのように行動すべきかという側面からの議論もしたいと思っています。

稲葉 まさに企業も同じ課題があります。ただ規制に対応するだけでは、コストをかけてこなすだけになってしまいます。私たちがTCFD対応を始めた時は、現場に近い部署を巻き込み、経営層からももう一步コミットメントを引き出すような取り組みをして、意識の醸成をしました。投資家が使いたいと思うような情報を開示し、双方に有意義な対話をしたいと考えていますが、企業と投資家のニーズが完全に一致しているとは思えない今のままだとお互い徒労に終わってしまうのではないかと、不安もあります。

異なる運用手法の投資家に対して、
どのように対応するのが良いでしょうか。

菊池 日本ではパッシブ運用の投資家が発言力もアセットクラスへの影響も大きくなってきており、アクティブ運用の投資家が考えるような個々の企業がどのように価値を創造しているかを評価することよりも、市場全体のリスク低減への対応についての議論が目立っているように感じています。リスクの低減が重要な論点であることは否定しませんが、価値創造により焦点をあてるべきではないかと思えます。

個人的には過去何年も「重要性」が大切と言い続け、各種研究会などでも賛同の声が多かったのですが、ここ最近では賛同だけでなく、異なる意見も受けるようになってきました。パッシブ化の勢いは特に日本で目立っており、日銀によるETF購入が基本的にパッシブ運用であることなども影響しているのかもしれませんが、かつてはアクティブ系投資家の方々が発言力を持っていましたが、最近ではやや押され気味なように思います。投資家といっても、一括りにはできず、様々な意見がある点には留意が必要です。



稲葉 企業からすると、情報開示においてアクティブ運用とパッシブ運用の両方が求める情報に対応しなければなりません。アクティブ運用の投資家がより強く求める企業価値ストーリーや関連数字がある一方で、パッシブ運用の投資家に対しては、企業価値向上ストーリーに加えて、網羅的な情報、株主総会や議決権行使への対応といった点でも求められる情報の量が必然的に多くなると考えています。

菊池 両者の要求に応えるためには、WhyとHowとWhatの配分を見直すべきだと考えています。アクティブ投資家には、Why(なぜそれをするのか)とHow(いかにそれを実現するのか)を明確に記載することで、要求に応えることができます。一方、パッシブ投資家には、What(実施内容)を充実させることである程度要請に応えられます。ただし、Whatを中心とした取り組み紹介に力点をおいた統合レポートになってしまうと、アクティブ投資家にとっては読む価値が薄れます。それぞれの企業がどういった価値創造を目指し、ビジョンやパーパス、ミッションなどWhyの部分明らかにし、さらにいかなる施策・経営方針で実現するのかといったHowの部分が、明確に統合レポートで表現できているか否かが鍵になります。残りは誌面の許す範囲でWhatを掲載することで、両者が納得できる形に仕上がります。このWhy・How・Whatの3つのバランスを考えることが、最大公約数的な満足度を高める統合レポートにつながるのではないのでしょうか。

稲葉 日本企業の統合レポートは「企業名を隠すと、どれもあまり変わらない」と批判されることが多いと聞いたことがありますが、これは横並びでWhatの記載が中心となっているからではないのでしょうか。それぞれの企業のパーパスや経営者の発想に沿う形で、取り組みが実施されているという背景説明が欠けると、同じような印象を持たれてしまうのではないかと思います。

対話を通じた企業価値創造

—今改めて問われる、統合報告の在り方—



菊池 例えば、企業が植林活動に取り組んでいることがありますが、それ自体は気候変動にプラスの影響を与えますし、良い活動だといえます。しかし、その活動がどのようにWhyやHowにつながるのか、価値創造への関連性が全く見えないということが、初期の統合レポートではよくみられました。

稲葉様は今は統合レポートの制作に携わっていますが、
どのような点を意識していますか。

稲葉 2020年版で初めてパーパスを掲載しましたが、十分に説明ができなかったこともあり、2021年版はよりブレイクダウンして理解を深めていただけるよう工夫しました。また、信託銀行の独自性や特徴をわかりやすく伝えたいという観点から、専門性を高める人材育成への取り組みについて人事担当役員メッセージとともに、若手社員へのインタビューを実施するなど、読者を惹きつけるコンテンツを埋め込みました。信託銀行の特徴がWhyとHowにつながることを意識して統合レポートに取り組んでいるといえるかもしれません。

また人事部や総務部等は投資家と対話する機会が限られるため、直接投資家の意見を聞くことはありません。そのため、当社ではインターナルエンゲージメントという仕組みによって、投資家からの要望やESG評価機関の評価を私たちから伝えています。インターナルエンゲージメントを実施することで、情報開示の改善や経営基盤の強化につながっています。ところが、昨今これが作業になってきているのではないかと役員から指摘があり、2021年度からエンゲージメント対象を役員として、経営がコミットして変革につながる機会にする予定です。まず、ESG評価機関の評価などを分析し、投資家の意見も加味して

インターナルエンゲージメントを実施し、その結果を取締役会にも報告しています。

マテリアリティの在り方について考え方をお聞かせください。

菊池 マテリアリティをどのように捉えていくかという議論は長年のテーマです。私は常々マテリアリティは「可変」であると言い続けてきましたが、昨今その認識が広がってきたと感じています。急激に企業を取り巻く環境が変化する中、5年、10年を経てもマテリアリティが変わらないはずはありません。もちろん、1年で変化するものもあれば、結果的に5年間同じものもあるでしょう。視点としては、中長期で考えるべきですが、結果的に短期で変化することもあり得るのではないのでしょうか。

その上、直近ではCOVID-19拡大に伴って経営環境が激変しており、事業ポートフォリオの見直しを余儀なくされる企業もあります。2020年に提言された、ダイナミックマテリアリティの概念は、マテリアリティに関する議論を活性化するきっかけを作ってくれたと捉えています。変化が激しい中、何を重要だと認識して動くべきかと問い続けることが必要でしょうし、一方で絶対変わらないという点もあるでしょう。様々な方向から議論を繰り返していくことで、企業独自の重要なテーマが浮き彫りになり、投資家との対話も建設的になるのではないのでしょうか。こうした整理を繰り返すことによって、変化に柔軟に対応できる、レジリエントな企業になっていくのではないかという期待を持っていますし、統合レポートでもぜひ表現してほしいと思います。

稲葉 当社の場合、マテリアリティは最終的に取締役会で決定しており、先ほどのインターナルエンゲージメントもマテリアリティマネジメントの一環として実施しています。当社では、マテリアリティを「インパクトマテリアリティ」「ガバナンス・経営基盤マテリアリティ」「財務マテリアリティ」の3つに区分しており、特に「インパクトマテリアリティ」はサステナビリティビジネスにつながるものと考えています。マテリアリティが経営の重要課題として浸透し、認識される必要があります。そのためにも、経営陣の巻き込みは重要です。ただ、特定作業の負荷が非常に高いことは確かであり、一度決めたものを変えることに担当者が躊躇する点は私も理解できます。それでも毎年変更する必要はないか確認し、例えば中期経営計画の策定前に、再度マテリアリティについて深く議論することは必要だと考えます。

対話を通じた企業価値創造

—今改めて問われる、統合報告の在り方—

企業と投資家の望ましい対話に向けた課題はどこにあるとお考えですか。

稲葉 私の投資家経験でお話をしますと、過去は四半期決算に追われることもなく、例えばメーカーにおいて技術伝承の確認に工場見学に参加するなど、現地での対話等から、様々なエピソードを得ることで、今でいう非財務情報を含めた企業理解が進みました。IR部門の方々も企業理解に結び付く材料を集めて投資家と対話をしていました。それが今ではお互い余裕がなく、突っ込んだ対話が減り、「共感」が少なくなっている印象です。私はやはり本音を交えた対話を通じて、企業側が発信する自社の独自性や特徴に対する表現が蓄積されていくのだと思います。企業として訴えたい内容であっても「投資家が興味を持たないのではないか」といった懸念をIR部門が持つことで、本音を交えた対話につながらないのはもったいないと思います。

私はIR部門の若手に向けて、質問に答えるだけでなく、自分たちから積極的に質問を投げかけるべき、と伝えています。様々な質問を投資家に投げかける中で、貴重な意見は経営層にフィードバックするべきでしょうし、特に多くの引き出しを持つ投資家と出会えた場合は、直接経営層との対話の機会をセットすることで、経営層自身が得るものもあるはずです。こうした本音を交えた対話の結果として、蓄積された企業の独自性の表現や経営層の発想を統合レポートに盛り込めると、大きな差別化につながると考えています。

菊池 稲葉さんが指摘された問題の根源は、そもそも「IR」という言葉の日本語訳から始まっていると思います。「IR」という表記は当たり前のように浸透していますが、かつては「投資家向け広報」という訳語が多用されていました。この「広報」という言葉は、関係構築という意味を

含んでいるものの、one-wayでのコミュニケーションの印象が強いのではないのでしょうか。全米IR協会(NIRI)のホームページでは、「IR」とは「two-way communication」と定義されています。日本ではこの双方向の発想があまりないままに、単一方向としてIRが企業側から発信するだけだと捉えられてきたのではないのでしょうか。足



元の業績進捗を中心とした情報をいち早く掴むことが良い投資家の条件である時代が存在したことは、その根源がIRコミュニケーションに対する誤解があったことが背景といえるかもしれません。とはいえ、最近はこの「対話」について考え直す機運もあり、ようやく双方向性が実現し始めた感覚を持っています。

稲葉さんがおっしゃった通り、企業側も投資家側に積極的に質問することが大切です。それも大まかな質問ではなく、「我々はどう考え、このように開示していますが、これを投資家の皆さまどのように思われますか。どのようにこれを活用しますか」など、具体性のある質問を投げかけるべきでしょう。もちろん投資家側も質問をするだけでなく、「御社の開示をこう見ました。御社の数値を見てこのように解釈しました。我々の解釈に対してどう思われますか」といった突っ込んだ意見をぶつけ、双方向で活発に対話を交わすことで、多様な意見を引き出すべきです。表面上の質問だけでなく、コミュニケーションとして成り立たせるためには、お互いの考えの背景・理由を添えて伝える必要があると考えています。



稲葉 コミュニケーションといっても簡単ではなく、様々な経験や多くの知見も必要です。投資家が企業のトップと対面するには、当然その企業のことは可能な限りすべて理解し、準備を整えて臨んでいると思います。そして企業側も真剣に自社への理解を深め、投資家に説明できるように、お互いが切磋琢磨できる関係性が必要だと思います。

気候変動、人的資本といった最近の話題に限らずですが、投資家側も企業側も悩んでいることを、別個ではなく「共に悩みを分かち合う」という発想があっても良いと思います。世の中が急速に変化する中、別々に悩みを抱えるのも時間をもたないと感じますし、対話をするだけで目的が達せられるわけではないはずです。せっかくの対話の機会を有効活用し、共に悩みの出口を考えることで価値創造に結び付けられたら良いですし、そういったステージに早く入りたいと思います。

菊池 この数年、情報開示の拡充や対話の件数など、客観的には改善してきたにもかかわらず、実は日本企業の株価や企業価値はそれほど上がっていません。対話のあるべき姿、価値創造に結び付いている対話にはまだなっていないと思っています。

対話を通じた企業価値創造

—今改めて問われる、統合報告の在り方—

最後に読者の皆さまにメッセージをお願いします。

菊池 統合レポートを作成する際の基本的な考え方である、統合報告・統合思考の発想は、今後ますます重要になってくるでしょう。制度開示の拡充で、形式的に整えただけの統合レポートは、もしかするとなくなるかもしれない。このような考え方のもと、経営者を巻き込み、企業内で議論を深めることが大切です。ナラティブに価値創造について報告する統合レポートの持つポテンシャルは非常に大きく、それを最大限活かしていただけると、統合報告フレームワークが提唱された頃から関わった一人として、大変ありがたいと思います。

稲葉 世の中の変化のスピードが非常に速く、気候変動や脱炭素、人権や生物多様性など、社会から求められるサステナビリティに関するテーマが増えています。投資家と企業が前向きに共に知恵を出し合い、双方向でそうしたテーマを真剣に考えていきたいと思っています。それを表現する場として、統合レポートは重要であり、企業が思いを込めて制作したものです。その思いを伝えるためにも「完成して終わり」ではなく、統合レポートをコミュニケーションツールとしていかに活用するかが重要です。投資家に響かなければ、その意見を受け止めて、また次の年にさらに改善・進化させれば良いのであり、私も一緒に頑張りたいと思います。

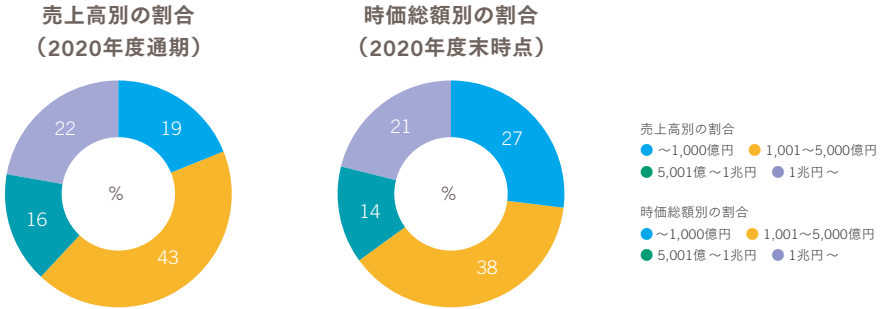


2021年8月27日実施

日本の2021年統合レポートのトレンド

統合レポートを発行する日本企業のプロフィール

2021年の日本における統合レポート発行企業は641社(2021年9月現在、当社調べ)で、2020年から1.1倍増加した。



※ 641社のうち、上場している601社

2021年のトレンド

2021年はIIRCフレームワークやコーポレートガバナンス・コードという、統合レポートの記載内容に影響を与える基準等の改訂があったため、改訂ポイントに沿って開示を拡充する事例が多かった。また2020年にはCOVID-19に特化した説明が多くの企業でみられたのに対し、2021年にはCOVID-19に触れている企業は依然として多いものの、重点的に取り扱う企業は減少した。

TCFDに関しては、本調査対象の9割を超える企業で言及がなされるなど、環境に関する情報開示が激増した。背景には投資家からの強い開示要請に加えて、コーポレートガバナンス・コードの改訂があると考えられる。こうした制度開示関連の項目を自主開示である統合レポートにおいても開示する企業は多く、取締役のスキルセットの開示も大幅な増加があった。ただ、要素としては増加したものの、掘り下げた説明はまだ少なく課題が残る。一方で、以前から開示要請の強い資本コストの算出や役員報酬の報酬決定指標などで具体的な開示がみられる事例が増加し、情報の定量化や透明性の高い開示に向けて全体的に取り組みを進めていることが確認できた。

また、マテリアリティの見直しを行うことで、その企業にとって重要である課題について改めて認識を深めている企業が散見され、その企業特有のストーリーに結び付けていた。しかし、その企業のパーパスをベースにマテリアリティを特定し、いかにしてそのマテリアリティを事業戦略に結び付けているかを簡潔に説明するという点ではまだ課題が残る。

データ分析からみる日本の統合レポート

調査対象

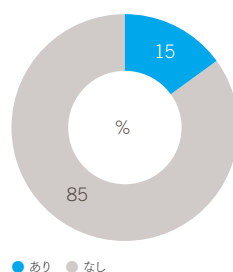
統合レポートを発行する641社のうち、以下の条件を満たした105社。

- 日経225構成銘柄(2021年8月時点)
- 2021年レポートを公表済(2021年9月16日現在)

WEBサイト掲載の、「統合レポート」と特定された日本語版PDFとHTML版の統合報告書を対象としている。英文版のみ作成している企業は英文版を対象とした。

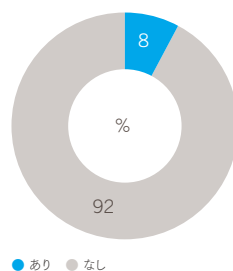
統合レポート制作に関する責任者の表明

開示内容の信頼性を高めることを目的として、レポート内で開示情報の内容や制作プロセスが正当であることを表明している事例は15%であった。CEOが責任表明を行っている事例が多かったが、CFOが表明を行う事例もみられた。また、掲載場所としては巻頭の編集方針で記載があるケースが多かったが、巻末のページで表明しているケースも同様にみられた。



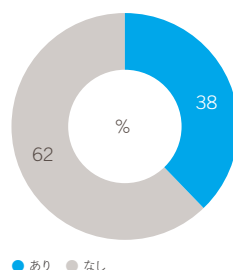
企業価値の毀損

価値創造モデルなどを用いて、価値創造の全体像を説明している事例は92%と非常に多くの企業が開示していた。しかし、価値の毀損についても説明があった事例は8%にとどまった。価値の毀損に関する説明では自然資本に関連した説明が比較的多く、特にGHG排出量を開示している事例が多かった。



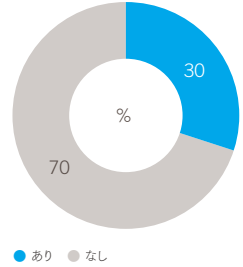
長期経営目標

9年以上(一般的な中期経営計画の3クール)の経営計画について説明されている事例は38%であり、前年から13ポイント増加した。このうち、長期経営目標に関して具体的な数値を用いて目標設定している事例は60%であり、売上高に加えてROEに関する数値目標を持っている企業がほとんどであった。



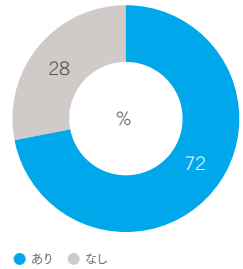
事業ポートフォリオ

事業ポートフォリオの方針・見直しの状況説明にあたって、KPIを明記している事例は30%であった。多くの事例において事業の成長性や資本効率をKPIとしており、そのほかに市場シェアなどをKPIとしている事例もみられた。また、現状の事業ポートフォリオに関する認識や、将来的にどのようなポートフォリオを目指すのかという説明がみられた事例は33%であった。



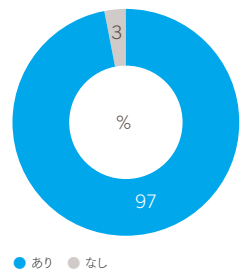
資本コスト

資本コストに関する言及がみられた事例は72%であり前年から変化は見られなかった。このうち、自社の資本コストを数値で示す、または把握しているとする事例は29%であり、前年から10ポイント増加した。数値まで開示せず、WACC/CAPMを使用しているなど、算出方法の説明にとどめている事例が多かった。また具体的な数値の開示はないが、資本コストを上回る指標を経営目標に据えるなど、資本コストを活用する事例は言及がみられた事例のうち80%であった。



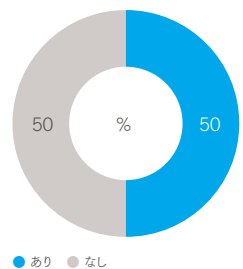
マテリアリティ(重要課題)

マテリアリティを記載している事例は97%に上った。ただし、そのマテリアリティの定義は大きく2つに分類される。GRIの定義に代表される事業を通じて解決に貢献できる社会課題の優先付けを開示する事例が71%と大多数を占めた。一方、SASBの定義に代表される企業の価値創造能力に影響を及ぼす事象を開示する事例は49%にとどまったが、前年からは5ポイント増加した。また、両方の側面からマテリアリティを開示している事例は23%であった。マテリアリティを見直し・改定する企業もあり、少数ではあるが毎年見直しを行っている企業もあった。



マテリアリティのKPI

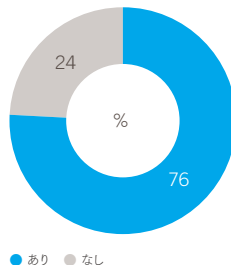
マテリアリティ(重要課題)のKPIを設定している事例は50%であった。特にGHG排出量や女性管理職比率/人数に関するKPIが多くみられた。中長期数値目標を設定し、それに向けた短期目標を記載している事例と、具体的な数値目標を記載せず、GHG排出量削減などの項目のみ設定している事例の両者がみられた。また、各マテリアリティがどのSDGsに貢献するかを記載している事例は69%であった。



データ分析からみる日本の統合レポート

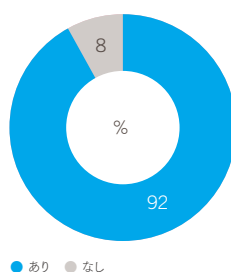
リスクへの対応

統合的なリスク項目を記載している事例は76%であり、全社的なリスクや、マテリアリティに関する機会リスクにおいて説明されている事例が多くみられた。このうち、それぞれのリスクに対して対応策があった事例は66%であり、対応策としてKPIを定めている事例もみられた。また全社の統合型リスクマネジメント体制(ERM)について説明されている事例は36%であった。



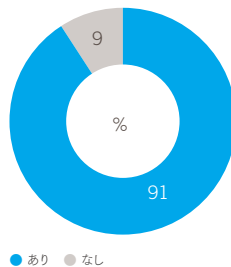
サステナビリティに関する委員会等

サステナビリティ全般や環境・社会に関する事項を扱う委員会や専任部署を設置していることを開示している事例は92%であった。このうち、同委員会／部署の長を取締役が務めている事例は76%であり、CEOが長を務めている事例が多くみられた。このほかに同委員会／部署の活動状況について開示している事例は51%であり、開催回数のみを開示している事例が多かった。



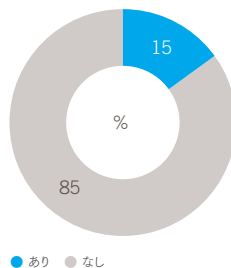
TCFD

TCFDに言及している事例は91%であり、前年から14ポイント増加した。TCFD提言に沿ったガバナンス、戦略、リスク管理を説明している事例はそれぞれ61%、指標と目標は59%であった。また、シナリオ分析結果を記載している事例は49%であり、前年から3ポイント増加と微増であった。このほか、詳細な開示を別媒体に誘導している事例は34%であった。TCFDに関する言及があった事例数は劇的に増加しており、現状まだ賛同のみにとどまる企業においても、今後開示に向け取り組んでいく姿勢を明確に示す事例も多くみられた。



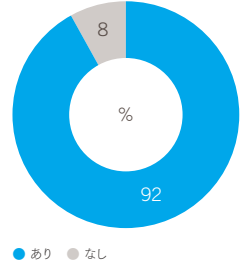
SASB

SASBスタンダードを参照した開示をしていると明記している事例は15%にとどまった。このうち、統合レポート内でSASBスタンダード対照表を開示している事例は63%であった。また、WEB等の他の開示媒体においてSASBスタンダード対照表が開示されている事例は全体の19%であった。SASBスタンダード対照表を統合レポート内で開示している事例では、統合レポート自体のページ数が多い事例が多かった。



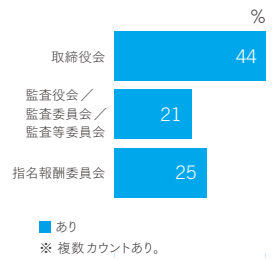
取締役会の実効性評価

取締役会の実効性評価の説明をしている事例は92%であった。このうち、実効性評価の具体的な評価項目について開示されていたのは39%、実効性評価の結果に伴う課題を開示していたのは71%、その課題に対する対応策を示したのが48%であった。また、前年の課題への対応を実績ベースで説明していたのは41%であった。具体的な課題として多く挙がっていたのは、現場をよく知るための機会が少ないことや取締役会のコミュニケーションの深化などがあった。



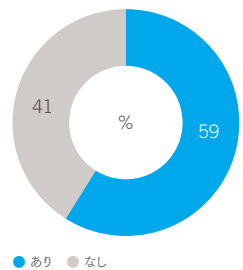
取締役会等の活動実績

取締役会の活動実績として、主な議題等を開示している事例は44%であった。多くの企業において取締役会の機能や役割については説明がなされていたが、実績ベースで何をどの程度議論したかを開示している事例は半数を超えなかった。また監査役会／監査委員会／監査等委員会の活動実績について開示している事例は21%、指名報酬委員会の活動実績について開示している事例は25%であった。



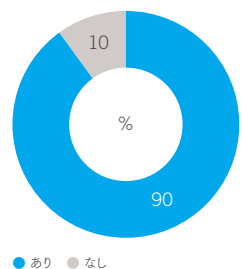
役員スキルセット

役員スキルセットを開示している事例は59%であり、前年から22ポイント増加した。このうち、役員に要求されているスキルと事業戦略の関連性を明記しているのは11%にとどまった。またそれぞれのスキルの定義を説明している事例は10%であった。サステナビリティに関するスキルを役員に求めている事例は多くみられた。



役員報酬制度

役員報酬制度において、中長期業績連動報酬について説明がなされている事例は90%であり、このうち、中長期業績連動報酬を算定する上で採用されている指標を明記している事例は67%であった。さらに、その指標の中にESG関連の指標が含まれている事例は28%であった。ESGに関しては、マテリアリティに関するKPIの達成率やESG評価を指標としている事例がよくみられた。



株式会社 エッジ・インターナショナルは、
統合レポートやアニュアルレポートなど企業価値向上に資する
コミュニケーションツールの企画・制作を中核事業とする
企業価値デザインカンパニー®です。

商号

株式会社 エッジ・インターナショナル
EDGE INTERNATIONAL, INC.

設立

1990年12月

株主資本

12億15百万円(2021年3月期末)

事業内容

- ・ 統合レポートなど各種コーポレートレポートの企画・制作支援
- ・ 長期投資家との対話促進に向けたESG情報の開示アドバイザー業務
- ・ 統合思考経営の推進に向けたファシリテーションやアドバイザー業務
- ・ レピュテーション調査に基づくコーポレートブランド戦略策定支援

従業員数

106名(2021年4月1日現在)

加盟団体

日本IR協議会(JIRA)、米国IR協会(NIRI)、国連グローバル・コンパクト、
国連責任投資原則(PRI)、日本サステナブル投資フォーラム(JSIF)、
世界的資本・知的資産推進構想(WICI Japan)、東京商工会議所、
気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)、TCFDコンソーシアム、
気候変動イニシアティブ、地方創生SDGs官民連携プラットフォーム

グループ

博報堂グループ

www.edge-intl.co.jp

03-3403-7750 edge@edge-intl.co.jp

発行月 2021年10月